

# 官報号外

平成十七年五月十一日

## ○ 第百六十二回 参議院会議録第一回

平成十七年五月十一日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十号

平成十七年五月十一日

午前十時開議

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

旨説明

以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。  
この際、お諮りいたします。  
小川勝也君から海外渡航のため来る十五日から八日間の請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

明申し上げます。

第一に、予防給付の対象者、内容、マネジメント

一般にわたる改革を行うこととした次第であります。  
保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支えられ、今後、高齢化が一層進展する我が国において、制度の持続可能性を確保していくことが喫緊の課題となっております。このような中で、介護

を迎えるところですが、サービスの利用者数が施設等の所要の改正を行うこととしております。  
なお、この法律の施行期日は、一部を除き平成十八年四月一日としております。

また、この法律案は衆議院において一部修正されておりますが、その概要是次のとおりでございます。

修正案は、地域支援事業のうち、被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業については、市町村の任意事業から必須事業に改めるものとす

ること、及びこの法律の施行後二年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所の措置を講ずるものとする旨の規定を追加する

ものとすることを内容とするものであります。  
以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

ト体制の見直しを行うことなどにより、介護保険制度を予防重視型のシステムへ転換することとしております。

第二に、在宅と施設の間の利用者負担の不均衡の是正等の観点から、介護保険施設等における居住費及び食費を保険給付外とするとともに、低所得者の施設利用が困難となることのないよう、所得に応じた新たな給付を行うこととしておりま

す。

第三に、認知症の高齢者の増加等に対応し、身近な生活圏単位での新たなサービス体系を確立するため、都道府県知事が事業者の指定等を行うこれまでのサービス体系に加え、市町村長が事業者を指定し、指導監督等を行うことができる地域密着型サービスを創設することとしております。

第四に、サービスの質の確保・向上を図るために、介護サービス事業者等の指定等について更新制を設けるとともに、介護サービス事業者について情報の公表を義務付けることとしております。

以上のほか、認定調査を委託できる者の範囲の見直し等要介護認定の見直し、「痴呆」の用語の見直し、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、一部を除き平成十八年四月一日としております。

また、この法律案は衆議院において一部修正されしておりますが、その概要是次のとおりでございます。

与野党の間で年金の一元化などについては意見の相違があると言われておりますが、国民の声を虚心坦懐に聞き、英知を集めれば、その溝は埋まるはずであります。

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

国井正幸君 (国井正幸君登壇、拍手)

○国井正幸君 私は、ただいま議題となりました介護保険法等の一部を改正する法律案について、自由民主党を代表して総理並びに厚生労働大臣に質問いたします。

冒頭、イラクでの日本人拘束の件について申し上げます。

報道によりますと、五月八日、斎藤昭彦氏と見られる日本人男性がイラクの武装勢力に拘束されたとのことであります。誠に遺憾なことです。政府におかれましては、正確な情報収集に努められたとともに、救出に万全を尽くすよう、取り組まれるよう強く要望いたしておきたいと思いま

す。

た意義をどのように評価されておられるのか、そしてどういった方向に議論が集約していくのが望ましいとお考えなのか、率直な御感想をお伺いしたいと思います。

次いで、地域医療問題について質問いたしました。御承知のとおり、医療制度改革の一環として、医師の人格を涵養するなど、その資質を向上するための大変有用な制度であると考えております。

しかしながら医師の新臨床研修制度が導入されました。これは、医師の診療能力を高めるとともに、医師の人格を涵養するなど、その資質を向上するための大変有用な制度であると考えております。

しかし、この制度の導入により、地方中核病院等では医師不足が発生し、病棟を休止若しくは閉鎖する事態にまで立ち至っております。

私の選挙区である栃木県においても、地元新聞社のアンケート調査によると、二次救急指定病院を中心とする県内中核病院二十八病院中、五病院七病棟が一部休止を含め休止するという事態に陥っております。さらに、常勤医師の減少により、当直回数の増加や専門外診療への従事、新臨床医師への指導等で他の常勤医師の負担が増加しているとも言われております。

地方に生活する者にとって、地方中核病院の病棟休止は極めて深刻な問題であります。特に、少子高齢化が大きな社会問題となつてきている今日、政府を挙げて子供を産み育てやすい環境整備に努めている中につけて、地方における周産期医療体制の後退は断じて避けなければならない最重要課題であります。

厚生労働大臣におかれましては、これらの問題をどのように認識されておられるのか、そしてどのように対処されるおつもりなのか、お伺いいたします。

さて、介護保険法に関する伺います。

平成十二年に介護保険法がスタートしてから丸五年が経過いたしました。当時、介護が社会問題として深刻化し、家族に重い負担がのし掛かる中で、社会全体として要介護者を支える制度の創設

が強く望まれておりました。制度発足当初は、多様な高齢者の置かれた状況を公平公正に認定できるのか、市町村の対応は大丈夫なのかといった心配の声もありました。

しかし、関係者の多大の御努力により、介護サービス基盤の整備が充実し、介護保険は今日ではしっかりと社会の中に定着してまいりました。

その一方、介護にかかる費用は年々増加し、制度設立時の三兆六千億から平成十七年度予算では六兆八千億円へと急激に膨らんでまいりました。

厚生労働大臣には、介護保険制度の施行後の五年間を振り返り、どのように評価されておられるのか、また、将来の高齢社会の一層の進展をにらみながら、どういった方向へ制度を更に改革していくべきなのか、御所見をお伺いしたいと存じます。

今回の制度改正是、先ほど大臣の御説明にもありましたように、将来にわたる持続可能な制度設計を前提として、予防重視型システムへの転換、食費など施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、介護サービスの質の向上などが図られ、とりわけ保険財政の状況を勘案しながら、給付の効率化、重点化が進められるものと承知いたしております。

厚生労働大臣には、介護保険財政の悪化をにらんで、効果的かつ効率的な予防重視型システムへ移行することの重要性を分かりやすく御説明いただきたいと存じます。

次に、在宅介護者と施設利用者の負担の公平性を確保する観点から行われる居住費用、食費などの施設給付の見直しに関してもあります。

野党の一部には、居住費用や食費が介護保険の対象から外されることは施設利用者の負担を重くするとの理由で、法案自体に反対するのではないとかと伝えられております。しかしながら、本法案は、低所得者に対しては負担を軽減する措置が導入される理解いたしております。

厚生労働大臣には、こうした低所得者に対する負担軽減の措置について、国民の間で誤解や理解の不足がないよう、この場でしっかりと明確に御説明いただきたいと存じます。

最後に、今回は見送られましたが、国民の間で最も関心が高いのが介護保険の対象者の拡大の問題であります。

これには、まず介護保険の保険料を負担すべき対象者の拡大と、次いで保険給付を受けられる者の範囲の拡大があろうと思ひますが、衆議院における附帯決議との関連を含め、今後どのように検討されるおつもりなのか、お伺いいたします。

保険負担者については、これまで多くの場で議論され、二十歳以上の者にまで対象を広げるべきとの意見がある一方、就業パターンや学習行動が多様化し、一概に二十歳以上の者が保険料負担に耐え得るとの判断は難しくなつてきているのではないかと思われます。

また、ニート、パラサイトシングルなどと言われるような若者が増加傾向にあり、二十歳そこそこの若者に負担を求めるのは困難であり、結局は親の負担増になるとの見方があるのも事実であります。

したがつて、現在四十歳以上となつている保険料負担の年齢制限を、例えば三十歳以上に引き下げるのが今日的な現実的判断ではないかとの意見もあります。

保険給付者の範囲拡大については、加齢とともに発生率が高くなるような疾病、具体的にはがんなどの患者が想定されているようであります。

ただ、これに対しても、本来ならば医療の範囲で対応すべき患者に介護保険を適応することは、その理念から判断しておかしいのではないかとの意見や、介護保険の適応をすると増やしてしまうことになり、保険財政を悪化させ、ひいては介護制度に対する国民の信頼を失わせることになります。（拍手）

（国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手）

る発言をされておられますのが、こうした懸念の声をどのように説得されるのか、現在のところの御認識をお聞かせいただきたいと存じます。

今後、急速に進む少子高齢化の中で、介護保険の充実は、今回の法改正に限らず、継続的に求められるものだと思います。時代変化や若者を中心とする国民の意識の移り変わりにも激しいものがあります。

最後に、内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手）

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 国井議員にお答えいたしました。

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に信頼され、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するためにも、柔軟かつ機動的に介護保険を改革し、制度設計を不斷に見直されることをお願いを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）

（内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手）

○国井正幸君（続） 今後とも、介護保険が国民に受けられるよう、年金制度をはじめとする社会保障制度改革に信頼され、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するためにも、柔軟かつ機動的に介護保険を改革し、制度設計を不斷に見直されることをお願いをします。簡単に願います。

○議長（扇千景君） 国井君、時間が来ております。簡単な願いです。

○議長（扇千景君） 国井君、時間が来ております。簡単に願います。

（内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手）

（内閣総理大臣小泉純一郎君） 国井議員にお答えいたしました。

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に信頼され、高齢者が安心して暮らせる社会を実現する両院合同会議でござりますが、急速な少子高齢化が進む中で、年金制度を始めとする社会保障全般にわたる見直しというの、私は早急に取り組むべき課題だと申し上げてまいりました。今般、全政党参加の下に、衆議院・参議院合同会議が設置され、将来にわたり持続可能な社会保障制度の構築に向けて議論が開始されるることは歓迎すべきものと考えております。

私は、この会議において、年金一元化を始め、これまで提起してきた諸問題についてあらゆる観点から議論を尽くしてもらいたいと考えております。これで、これに対しても、本来ならば医療の範囲で対応すべき患者に介護保険を適応することは、その理念から判断しておかしいのではないかとの意見や、介護保険の適応をすると増やしてしまうことになり、保険財政を悪化させ、ひいては介護制度に対する国民の信頼を失わせることになります。（拍手）

（国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手）

○国務大臣（尾辻秀久君） 地域医療の問題についてお尋ねがございました。

官 報 (号 外)

新臨床研修制度の実施によりまして、実施前に比べますと、東京都、大阪府といつた大都市が研修医数を減らしております反面、北海道や沖縄県が研修医数を増やしております、全体として見ますと大都市偏在が緩和される傾向にもございま

一方 地域におきまして必要な医療を確保する  
ことは重要でございまして、平成十五年十一月に  
厚生労働省、総務省、文部科学省が地域医療に関する  
関係省庁連絡会議を設置をいたしまして、地域における医療対策協議会の設置を推進するなど、様々な取組を実施してきたところでございま  
す。

さらに、平成十七年二月には医師の需給に関する検討会を立ち上げまして、本年度、医師の養成、就業の実態を含めて総合的に検討しておりますところでございまして、その提言も踏まえて、地域における医師確保について必要な施策を講じてまいります。

介護保険制度の評価と改革の方向についてのお尋ねがございました。

介護保険制度のサービス利用者数は三百二十万  
人と五年間で二倍を超えて、家族の介護負担が軽く  
ならない、ナースステーションも一つにならなくな  
るなど、ナースステーションも一つにならなくな

なった。サービスや事業者を選びやすくなったり、国民の評価も年々高まつております。老後の安心を支える制度として順調に定着したと考えております。

今回の見直しは、介護保険制度が今後の高齢化が進んだ社会においても将来にわたり持続可能なものとなるよう、給付の効率化、重点化を図りまことに、サービスの質の向上を図る改革を行おうとするものでございます。

効果的かつ効率的な予防重視システムの移行についてのお尋ねがございました。

今回の改正では、軽度者に対するマネジメントやサービスの内容を見直すこととしておりまして、これにより介護給付費の効率化を図っていくことしております。また、筋力向上トレーニン

グに関しては、御指摘も十分踏まえまして、効率的で効果的なものとなるよう適正な介護報酬や運営基準を設定してまいりたいと考えております。施設給付の見直しについてお尋ねがございまし

施設給付の見直しに当たりましては、低所得の方にとつて過重な負担とならないよう十分な配慮を行ふこととしております。具体的には、低所得者の方については所得に応じた低額の負担上限額を設けますとともに、現行の社会福祉法人による減免制度の運用の拡充により、きめ細かな対応を行ふこととしております。

被保険者、受給者の範囲についてのお尋ねがございました。

被保険者、受給者の範囲につきましては、今回の介護保険制度の見直しにおいても関係者の間で主要な論点の一つとして議論が行われてきたところでございますけれども、なお範囲の拡大については賛否両論が見られますので、国民の合意形成に向けた検討が更に必要であると考えております。

こうした状況を踏まえまして、幅広く国民各層に参画をしていただき新たな検討の場を設けまして、社会保障制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行いまして、平成十八年度末までに結論を得たいと考えております。(拍手)

○議長（扇千景君） 小林正夫君。  
〔小林正夫君登壇、拍手〕

○小林正夫君 民主党・新緑風会の小林正夫で

ただいま議題となりました介護保険法等の一部を改正する法律案の質問に入る前に、小泉総理大臣にイラクにおける邦人拘束事件について緊急にお尋ねいたします。

イラクの武装勢力に人質として拘束された日本人は、元自衛隊で、イギリスの警備会社に雇われて米軍基地で働いていたようあります。政府は

既に退避勧告を出しているにもかかわらず、この人のイラク滞在の事実すら把握されていなかつたというのには一体どういうことでしょうか。

卑劣なテロ行為は断じて許されるものではありません。邦人保護の立場から、人質の救出に全力を挙げるのは人道上からも当然であります。が、所属の面からアメリカやイギリスとの連携が不可欠であると考えますが、どのような対応を取るつもりですか。今回も自己責任が問われるケースであります。が、武装勢力から人質解放に絡んで何らかの要求はされているのですか。さらに、もし身の代金を要求された場合、政府はどうするのですか。

以上の諸点を含め、今の時点では掌握している最新の情報と、政府として可能な限り取り得る対策について率直にお伺いしたいと思います。

直人前代表が厚生大臣のときにその制度創設の作業では、本題の質問に移ります。  
まず初めに、小泉総理にお尋ねいたします。  
この介護保険は、御存じのとおり、我が党の菅

業に着手し、小山総理御自身が厚生大臣をされたいたときに法律として成立されたものであります。その意味で、総理はこの制度の生みの親の一

人であります。制度発足の当時、高齢者介護をめぐる状況は本人大変厳しい状況がありました。そうした危機的な状況の改善を図るべく、介護を

社会的に支える仕組みとしてこの公的介護保険制度が創設されたものと承知しております。

そこで、総理はこの五年間の介護保険の実施状況をどのように総括、評価されていますか。そして

て、今回の制度改正は何を目指すものなのか、何がポイントなのか、今後この制度をどのように発展させようとしているのか、総括的な御見解をお尋ねしたいと思います。

この介護保険制度の設計に当たって、被保険者及び受給者の範囲をどのように設定するかについては様々な論議があつたと聞いておりますが、当

時は最も緊急の課題となっていた高齢者の介護に限定してスタートをさせることとして、五年間の実施状況を見た上で改めて範囲の拡大について検討しようということで、附則に検討規定が明記されたと承知しております。

こうした経過から考えれば、今回の法改正において、その範囲の拡大を図るとの結論が得られるものと私たちは期待をしておりました。しかし、残念ながら、この問題はまたしても先送りにされる結果となり、再び附則に検討規定を記すということにとどまってしまいました。エージフリーの制度を求める私たち民主党にとっては、大変残念な形であると申し上げざるを得ません。

もちろん、この点については衆議院における審議の中でも問題となり、結局、厚生労働委員会における附帯決議として、平成十八年度末までに結果が得られるよう新たな場を設けて検討することとされました。

そこで、この制度創設にかかわられた総理に伺います。

介護保険の被保険者及び受給者の範囲の拡大について、総理御自身のお考えをお聞かせいただくとともに、今後の検討の中では総理としてのリ

ターシップの発揮を求めるべきだと思いますか。  
がでしようか。

るんのことですが、あわせて介護サービスを取り巻く周辺のサービスや事業の拡充強化が大変重要であると私は思います。

例えば、高齢者がより手軽に、より良好な有料老人ホームやケア付きシルバーハウス等が利用しやすくなるかどうか。あるいは、高齢者が住みやすいバリアフリー設計の公営住宅が十分に提供されるかどうか。比較的に元気な高齢者が働くことのできる職場、雇用の機会をどれだけ多くつくり出すことができるかどうか。狭い意味での働く場ではなく、高齢者が一定の役割を果たすことがで



## 官 報 (号 外)

拘束が事実であるとすれば、一刻も早い無事の解放に向け全力を挙げて取り組む考えであります。

介護保険制度の評価と今後の改正についてでございますが、制度発足以来この五年間でサービス利用者数が三百二十万人と当初の二倍を超える國民の評価も年々高まるなど、順調に定着してきていると考えております。

また、今回の見直しは、軽度の方を対象としたサービスをより介護予防に効果的なものに見直すなど、思い切った給付の効率化、重点化を図るとともに、すべての介護サービス事業者に事業所情報の開示を義務付けるなど、サービスの質の向上を図る改革を行い、介護保険制度を今後の高齢化が進んだ社会においても、将来にわたり国民の暮らしの安心を支える制度としていこうとするものであります。

被保険者、受給者の範囲については、被保險者、受給者の範囲についてでは、今回の介護保険制度の見直しにおいても、関係者の間で主要な論点の一つとして議論が行われてきたところであり、なお範囲の拡大について賛否両論が見られることがあります。国民の合意形成に向かた検討が更に必要であると考えております。

こうした状況を踏まえ、幅広く国民各層を代表する者の参画を求めた新たな検討の場を設け、社会保障制度全般の検討との整合性を図りつつ検討を行い、平成十八年度末までに結論を得たいと考えております。

高齢者が暮らしやすい社会の構築についてでございますが、就労やボランティア活動などを通じて高齢者が社会参加できる環境づくりを進めることが重要であります。

介護が必要となつた場合でも地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実にとどまらず、介護に配慮した多様な住まいの確保、高齢者が利用しやすい機能を備えた交通サービスの充実やまちづくりなどを進め、高齢者の生活環境の改善を図つてしまいりたいと考えます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣尾辻秀久君登壇、拍手〕

○國務大臣尾辻秀久君 在宅の重度の要介護者への施策の拡充についてのお尋ねがございました。

在宅において認知症や重度の要介護者を支えるため、今回見直しでは、小規模多機能型居宅介護サービス等の地域密着型サービスを創設するなど、在宅サービスの充実に取り組んでまいりました。

また、認知症に関する調査研究や認知症ケアの研修の充実など、介護職員の質の向上にも取り組み、認知症のケアの推進を図ってまいります。

介護の現場で働く職員の労働条件、労働環境の改善とサポート体制の拡充についてお尋ねがございました。

介護労働者にとって魅力ある職場づくりを推進することは極めて重要であります。

このため、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づきまして、各種の施策を実施しているところでございます。

具体的には、介護労働シンポジウムの開催等により雇用管理の改善に向けた事業主の啓発に努めますほか、事業主への雇用管理に関する講習の実施や事業主や介護労働者に対する労働条件、教育訓練等に関する相談援助、情報提供などの支援を行つておるところでございます。

今後とも、これらの施策の実施を通じまして介護労働者の雇用管理の改善を図つてまいります。

今後とも、これらの方策の実施を通じまして介護労働者の権利擁護についてのお尋ねがございました。

地域ケアを実現していくために、高齢者の権利擁護に取り組むことは大変重要なと考えておりました。

高齢者の虐待防止についてのお尋ねがございました。

最後まで尊厳を持つて生きることができる社会の実現のために、高齢者に対する虐待の防止は大変重要な課題でございます。このため、今回の介護保険制度の見直しでは、地域の高齢者の実把握や家族を含めた総合相談・支援を行う地域包括支援センターを新たに創設いたしますとともに、高齢者の権利擁護事業を市町村の事業として位置づけることといたしております。

引き続き、高齢者虐待防止に向けた議員立法の動きとも十分に連携を図りながら、高齢者の虐待防止に向けて取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣麻生太郎君 今回の介護保険法の改訂に伴い市町村の役割がより重要なことに関しまして、総務省としてどのように応じていくのかにつきましての御質問があつております。

市町村は、介護保険の実施主体ということになりますので、また住民に最も身近な福祉の担い手ということになります。これまでも介護保険の主たる役割を担つてしております。

今回の法改正により、例えば筋力トレーニングなど介護を予防する事業を新たに付け加えることになつております。また、高齢者のグループホームの指定や指導監督を市町村が行うようになるということなど、市町村の業務及び財政負担が生じることになるということでして、総務省としてはこの財政負担を地方交付税等で財源措置することといたしております。

今後とも、市町村合併の推進により市町村の機能を強化する、また三位一体の改革など市町村の財政基盤を強化することなどによりまして、市町村には介護保険を始めといいたします地域福祉といふものに対して積極的に対応していくとともに、総務省としてはこれらについて支援をしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣南野知恵子君登壇、拍手〕

○國務大臣南野知恵子君 小林正夫議員にお答え申し上げます。

成年後見制度のより積極的な活用のための取組についてのお尋ねがございました。

成年後見制度は、本人の保護と自己決定の尊重の理念に基づきまして、これまでの禁治産、準禁治産の制度を大幅に改正いたしまして、より柔軟で利用しやすい制度としたものであります。その利用件数も、制度導入前と比べまして大幅に増加いたしております。成年後見制度につきましては、その周知、定着を図るために、手続等を分かりやすく説明したパンフレットを配布するなどしていたしております。

今後も、その一層の活用が図られますよう関係省庁とも十分協力いたしまして制度の周知に努めるとともに、制度の見直しについても、その必要がないかどうか絶えず留意してまいりたいと存じたところでございます。

また、介護保険制度の見直しについても、その周知、定着を図るために、手続等を分かりやすく説明したパンフレットを配布するなどしていたしております。

以上です。(拍手)

○議長(扇千景君) 遠山清彦君。

〔遠山清彦君登壇、拍手〕

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

私は、ただいま議題となりました介護保険法等の一部を改正する法律案について、公明党を代表し、小泉総理並びに尾辻厚生労働大臣に質問いたします。

議題に関する質問の前に、イラクの武装勢力に拘束されたとされる日本人男性の件について申し上げます。

政府におかれましては、事件発生後、官邸や外務省を中心に対策室を設置し鋭意対応に当たつていると理解しておりますが、事は人命にかかることであり、救出に向けて最大限の努力をされんことを強く要望申し上げます。

さて、介護保険制度は、施行前は保険あつて介護なしとの批判を一部で浴びましたが、重要な社会保障制度として着実に国民生活の中に定着しております。導入時に二百八十八万人だった要介護・要支援認定者の数は、今日四百万人を超えて

おります。今後、団塊の世代が六十五歳を超えて高齢化率が二五%を超える二〇一五年に向け、この数は更に増加することが確実であります。

今回の改正は、介護保険制度の初めての抜本改革であり、これまでの五年間の試行錯誤の経験と教訓を生かさなければなりません。また、利用者の増大に伴い将来の財政難が危惧される中、急激な保険料の上昇を抑制しつつ必要なサービスを確保、拡充する、言わば制度の持続可能性を高める改革が不可欠です。

その意味において、私は、今回、公明党が強く推進してきました介護予防システムの導入が図られるとの重要性を強調するものであります。高齢者が尊厳を保ち、健康な心身でより長く自立生活を送ることができる社会を目指す上で、生活機能の低下を事前に防ぐ予防重視型制度への転換は、今回の介護保険改革の目玉と言つても過言ではないと考えます。

この認識を前提に、まず小泉総理に伺います。今回の改革の成否は、介護保険運営の主体者である市町村の取組に大きく依存します。法案が成立した場合、来年四月一日の施行に向け、要介護認定事務の変更、地域密着型サービス事務の実施、介護保険事業計画の策定、保険料改定の準備作業など、市町村は従来以上の責任を負わなくてはなりません。これは、地方にできることは地方でとの小泉内閣の進める地方分権の流れに合致している一方、準備期間が短い、市町村間のサービス格差が拡大する等の懸念の声も聞こえてまいります。これらの懸念に対する総理の見解、並びに市町村に対する期待をお聞かせください。

また、今回の改正に併せ、厚生労働省は市町村の地域介護の中核拠点として地域包括支援センターを全国の約五千か所に設置する方針を示しております。この施設には、総合相談、介護予防マネジメント、包括的継続マネジメントなどの機能が整備されることが多いですが、各市町村においては、この業務に対応するため、社会福祉士、保健

師、主任ケアマネジャーなどの専門的人材の確保、配置や研修体制の充実が求められます。すべての市町村が本当にしっかりと業務体制を整えることができます。

地域支援事業で介護予防を効果あらしめるためには、こもりがちな高齢者や独居者など行政が把握しづらい高齢者をどう掘り起こすかが大きな課題となります。民生委員や保健師、自治会など地域住民の主体的な取組が重要となります。実効性を高めるために厚生労働省はどのように対応されるのか、お示しください。

日本には寝たきりの高齢者が七十万から八十万人おり、先進諸国の中でも割合が多いとの指摘があります。寝たきりになつてしまふ主な直接的原因としては骨折や脳血管障害が挙げられておりますが、一方で病院や施設で適切なりハビリが行われていないという批判もございます。言わば、病院等によつてつくられた寝たきりという指摘であります。介護施設においては、介護予防の導入で改善を図つていくことになりますが、病院等の他の施設も視野に入れたより包括的取組が必要となります。厚生労働大臣の見解を伺います。

介護が必要な人に対して医師や看護師にしか認められない新しい医療行為について、現場で混乱が生じております。本年三月二十四日の厚生労働省の通知により、在宅におけるALS、筋萎縮性側索硬化症以外の療養患者、障害者についても、家族以外の方によるたんの吸引が例外的に認められます。これらの懸念に対する総理の見解、並びに市町村に対する期待をお聞かせください。

厚生労働省は、医療行為と非医療行為の区別について明確な基準を示すとともに、ホームヘルパーに例外的に認められる医療行為について幅広く周知を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、予防訪問介護における家事援助サービスの実効性について伺います。

現行制度下での家事援助サービスにおいても、利用者が、自立を促すヘルパーよりも何でもこなしてくれるヘルパーを選択するという問題が指摘されています。ヘルパーを替えることも事業所を替えることも利用者の意思によって可能であり、そのため、自立を促すヘルパーや事業所が仕事を減らし、利用者のために何でも行い、結果的に身体機能を弱めるような事業所が仕事を増やすという現状があります。この実態が改善されない限り、本人にできることは可能な限り自分で行なうという予防訪問介護の実効性が担保されないと想定すると考えますが、厚生労働大臣の所見を伺います。

現行制度に関連して、ケアマネジメントの中立性、公正性の確保の問題も今改革の焦点の一つであります。

ケアマネジメントは、利用者の実情を正確に把握、評価し、自立支援の観点から必要な介護サービスが提供されることを保障する作業であり、介護保険制度のなかめども言えます。しかし、現在それを担うケアマネジャーの九割以上が特定の介護サービス提供事業所に所属しているため、中立性、公正性に疑問符が付くケアプランの存在などが指摘されているのが実態です。今回の制度見直しで、この問題をどのように解決されるのでしょうか。私は、介護報酬体系の見直し等によって、独立したケアマネジャーの育成をより本格的に推進すべきではないかと考えますが、厚生労働大臣の御見解をお示しください。

最後に、介護報酬の不正請求等の防止策について伺います。

介護保険制度を真に持続可能な制度として育てていくためには、不正や無駄を徹底してなくす努力も不可欠と考えます。その意味で、介護報酬の架空・水増し請求や無資格者サービス、人員基準違反などを理由に指定取消しを受ける業者が後を絶たないことは誠に遺憾であります。

今回の改正では、これらの問題に対応するため、市町村に施設への立入調査権を認め、都道府県には業務停止命令権を与えるなど、地方の権限を強化する方策が盛り込まれておりますが、それで本当に十分な防止効果を上げられるのかどうか、厚生労働大臣の所見と決意を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 遠山議員にお答えいたします。

市町村の取組についてですが、今回の見直しにおいては、地方にできることは地方にという地方分権の考え方を更に徹底するため、身近な地域単位で提供される地域密着型サービスの導入やサービス提供事業者への立入り権限の付与など、保険者である市町村の権限、機能の強化を図っているところであり、市町村においては、今回の改正を踏まえ、住民の選択に基づいて創意工夫を凝らした制度運営を図つていただきたいと考えております。

このため、厚生労働省において制度の円滑な施行に向けて各都道府県ごとにきめ細かく相談に応ずる体制を整備するなど、全面的な支援を行つてまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手〕

○国務大臣(尾辻秀久君) 地域包括支援センターについてのお尋ねがございました。

地域包括支援センターにつきましては、地域の様々な人的資源を有効に活用していくことなどにより体制を整えることは可能と考えておりますけれども、小規模町村などにおいて弾力的な職員配置が可能となるよう検討いたしますとともに、条例により、平成十九年度末までに新予防給付の施



官 報 (号 外)

平成十七年五月十一日 参議院会議録第二十号  
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。  
(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

१२

出席者は左のとおり

議員

良  
角田 義一君  
山本 保君

近藤	鰐淵	西田	大田	洋子君
潤上	小泉	浜田	昌秀君	正道君
山本	眞雄君	山本	実仁君	又市
山谷えり子君	香苗君	山谷えり子君	貞雄君	坂本由紀子君
加藤	福本	福本	昌良君	浮島とも子君
弘友	潤一君	潤一君	昭男君	雄二君
岸	和夫君	和夫君	香苗君	澤
亀井	宏一君	宏一君	眞雄君	佐藤
郁夫君	高野	高野	眞雄君	福島みづほ君
榮一君	渡辺	渡辺	博師君	遠山
魚住裕一郎君	木村	木村	孝男君	清彦君
谷川	仁君	仁君	眞雄君	あきら君
山崎	山口那津	那津	眞雄君	坂本由紀子君
太田	荒木	荒木	眞雄君	坂本由紀子君
風間	白浜	白浜	眞雄君	坂本由紀子君
木庭健太郎君	小野	小野	眞雄君	坂本由紀子君
竹中	浅野	浅野	眞雄君	坂本由紀子君
太田豊秋君	勝人君	勝人君	眞雄君	坂本由紀子君
平蔵君	常田	常田	眞雄君	坂本由紀子君
西銘順志郎君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	眞雄君	坂本由紀子君
幸男君	魚住	魚住	眞雄君	坂本由紀子君
柏村	南野知恵子君	南野知恵子君	眞雄君	坂本由紀子君
武昭君	漁英君	漁英君	眞雄君	坂本由紀子君
小泉	汎英君	汎英君	眞雄君	坂本由紀子君
顯雄君	一良君	一良君	眞雄君	坂本由紀子君

中川	雅治君	二之湯	智君
野村	哲郎君	北川	イツセイ君
河合	常則君	吉田	博美君
松山	政司君	岩城	光英君
中島	啓雄君	加納	時男君
岩永	浩美君	岩井	正幸君
国井	阿部	岩井	正俊君
溝手	阿部	國臣君	吉村剛太郎君
松村	阿部	龍二君	藤井
鴻池	阿部	信也君	伊達
清水嘉与子君	阿部	祥肇君	忠一君
溝手	阿部	基之君	長谷川憲正君
岩井	阿部	水落	敏栄君
鴻池	阿部	黒岩	宇洋君
吉村剛太郎君	阿部	伊達	一保君
藤井	吉村剛太郎君	忠一君	直樹君
長谷川憲正君	吉村剛太郎君	長谷川憲正君	昌一君
藤井	吉村剛太郎君	黒岩	野上浩太郎君
鴻池	吉村剛太郎君	伊達	俊夫君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	忠一君	恒雄君
藤井	吉村剛太郎君	長谷川憲正君	博子君
長谷川憲正君	吉村剛太郎君	黒岩	英利君
藤井	吉村剛太郎君	伊達	広君
鴻池	吉村剛太郎君	忠一君	公平君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	長谷川憲正君	一大君

矢野	中原	北岡	林	哲朗君
大久保	陣内	島田智哉子君	芳正君	秀二君
芝	眞鍋	青木	幹雄君	賢三君
博一君	竹山	山下	裕君	爽君
大久保	水岡	八洲夫君	寛之君	健三君
島田智哉子君	松下	大石	新平君	俊一君
芝	倉田	蓮	足立	信也君
博一君	藤末	高嶋	下田	敦子君
大久保	竹山	佐藤	柳澤	光美君
島田智哉子君	朝日	山本	池口	修次君
芝	西岡	福山	平野	達男君
博一君	武夫君	高嶋	大塚	耕平君
大久保	道夫君	小川	工藤堅太郎君	哲郎君
島田智哉子君	弘君	福田	良充君	より子君
芝	正光君	円	孝史君	孝史君
博一君	筋君	佐藤	田名部匡省君	田名部匡省君
大久保	一君	朝日	俊弘君	俊弘君

松岡	敬三君	武見	橋本	鈴木
徳	聖子君	中島	岩夫君	
前川	真人君	尾立	源幸君	
小林美恵子君	昭子君	富岡由紀夫君	勝嗣君	
仁比	久美子君	藤本	祐司君	
林	清成君	糸数	慶子君	
今泉	昭君	白	眞黙君	
田村	秀昭君	小林	正夫君	
伊藤	健二君	喜納	昌吉君	
平田	基隆君	山根	隆治君	
小林	元君	若林	秀樹君	
直嶋	正行君	辻	泰弘君	
櫻井	充君	森	ゆうこ君	
佐藤	雄平君	広野	ただし君	
郡司	彰	了君	了君	

議長の報告事項  
去る四月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
去勢委員

官 報 (号 外)

## 内閣委員

辞任

近藤 正道君

補欠

田 英夫君

## 厚生労働委員

辞任

中村 博彦君

補欠

竹中 平蔵君

## 経済産業委員

辞任

田 英夫君

補欠

近藤 正道君

## 国土交通委員

辞任

小池 正勝君

補欠

西田 吉宏君

## 環境委員

辞任

竹中 平蔵君

補欠

中村 博彦君

## 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イタク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任

竹中 平蔵君

補欠

西田 吉宏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イタク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

介護保険法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六十七号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜納昌吉君提出日中戦争等における中国人被害者による損害賠償請求訴訟等に関する質問に対する答弁書(第一四号)

同日議長は、四月二十五日に発生した西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車事故による被害に対し、ロンギン・ヒエロニム・パストゥーシャック・ボーランド共和国上院議長より見舞状を接受した。

同日議長は、ロンギン・ヒエロニム・パストゥーシャック・ボーランド共和国上院議長宛、西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車事故による被害に對し寄せられた見舞状に對する礼状を発送した。

参議院議員喜納昌吉君提出日中戦争等における中国人被害者による損害賠償請求訴訟等に関する質問に対する答弁書(第一四号)

同日議長は、四月二十五日に発生した西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車事故による被害に対し、ロンギン・ヒエロニム・パストゥーシャック・ボーランド共和国上院議長より見舞状を接受した。

同日議長は、ロンギン・ヒエロニム・パストゥーシャック・ボーランド共和国上院議長宛、西日本旅客鉄道株式会社福知山線列車事故による被害に對し寄せられた見舞状に對する礼状を発送した。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、産業廃棄物の適正処理と不法投棄の防止には、産業廃棄物の排出量や処理ルート等の実態の把握が不可欠であることにかんがみ、今後、調査の方法や制度についての検討を重ね、より正確な実態把握に努めること。

二、必要な廃棄物処理施設の確保のため、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図ることとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。

三、産業廃棄物の適正処理をより一層確保するため、電子マニフェストの計画的な普及拡大の実現を図ること。

附帯決議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のよう改訂する。

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のよう改訂する。

第一項を「第十五条の十五第一項第三号」に、「並びに第二十四条」を「第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める。

第七条第五項第四号亦中「若しくは処分」の下に「(再生することを含む。)」を加え、同条第十

四項中「一般廃棄物収集運搬業者又は」を「一般

廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若し

くは運搬又は処分を、「に、「収集若しくは運搬

又は処分を」を「処分を、それぞれ」に改める。

第七条の二に次の二項を加える。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処

分業者は、前条第五項第四号イからハまで又

はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる

者にあつては、同号トに係るものを除く。)の

いずれかに該当するに至つたときは、環境省

令で定めるところにより、その旨を市町村長

に届け出なければならない。

第七条の四第一項に次の二号を加える。

三 不正の手段により第七条第一項若しくは

第六項の許可(同条第二項又は第七項の許

可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の

変更の許可を受けたとき。

第八条第一項中「(保健所を設置する市又は特

別区にあつては、市長又は区長とする。第二十

条の二第一項を除き、以下同じ。)」を削る。

第一項を「第十五条の十五第一項第三号」に、「並びに第二十四条」を「第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める。

第七条第五項第四号亦中「若しくは処分」の下に「(再生することを含む。)」を加え、同条第十

四項中「一般廃棄物収集運搬業者又は」を「一般

廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若し

くは運搬又は処分を、「に、「収集若しくは運搬

又は処分を」を「処分を、それぞれ」に改める。

第七条の二に次の二項を加える。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処

分業者は、前条第五項第四号イからハまで又

はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる

者にあつては、同号トに係るものを除く。)の

いずれかに該当するに至つたときは、環境省

令で定めるところにより、その旨を市町村長

に届け出なければならない。

第七条の四第一項に次の二号を加える。

三 不正の手段により第七条第一項若しくは

第六項の許可(同条第二項又は第七項の許

可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の

変更の許可を受けたとき。

第八条第一項中「(保健所を設置する市又は特

別区にあつては、市長又は区長とする。第二十

条の二第一項を除き、以下同じ。)」を削る。

第一項を「第十五条の十五第一項第三号」に、「並びに第二十四条」を「第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める。

第七条第五項第四号亦中「若しくは処分」の下に「(再生することを含む。)」を加え、同条第十

四項中「一般廃棄物収集運搬業者又は」を「一般

廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若し

くは運搬又は処分を、「に、「収集若しくは運搬

又は処分を」を「処分を、それぞれ」に改める。

第七条の二に次の二項を加える。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処

分業者は、前条第五項第四号イからハまで又

はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる

者にあつては、同号トに係るものを除く。)の

いずれかに該当するに至つたときは、環境省

令で定めるところにより、その旨を市町村長

に届け出なければならない。

第七条の四第一項に次の二号を加える。

三 不正の手段により第七条第一項若しくは

第六項の許可(同条第二項又は第七項の許

可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の

変更の許可を受けたとき。

第八条第一項中「(保健所を設置する市又は特

別区にあつては、市長又は区長とする。第二十

条の二第一項を除き、以下同じ。)」を削る。



「送付せず、又は」に改め、「同号ホ中「第十二条の三第五項」の下に「第八項又は第九項」を加え、「管理票の写し」を「管理票又はその写し」に改め、同号リを同号又とし、同号チ中「若しくは」を「又は」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「第十二条の五第一項」の下に「第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。」を加え、「同号トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者

第十二条中「次に掲げる」を「災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する」に改め、各号を削る。

第十三条の三第一項中「同号ハ、ニ及びヘ」を「同号ハからホまで」に改める。

二十四条を削り、第二十四条の二を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により政令で定める市の長がしめた处分(第二十四条の四に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二十四条の四中「第七条の二第一項、第

四条の二第一項又は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者

第二十五条第一項第五号を第七号とし、第二

四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二

五号を第三号とし、同号の次に次の二号を加

える。

四 不正の手段により第七条の二第一項、第

十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の記載を受けた者

第二十五条第一項第一号の次に次の二号を加

える。

二 不正の手段により第七条第一項若しくは

第六项、第十四条第一項若しくは第六项又

は第十四条の四第一項若しくは第六项の許

可(第七条第二項若しくは第七项、第十四

条第二項若しくは第七项又は第十四条の四

第二項若しくは第七项の許可の更新を含

む。)を受けた者

第三十五条第二項中「前項第九号及び第十号

を「前項第十二号、第十四号及び第十五号」に改

める。

第二十六条中第四号を削り、第五号を第四号

とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「前

条第一項第九号又は第十号」を「前条第一項第十

号又は第十五号」に改め、同号を同条第六号

とする。

第二十九条を削る。

第二十八条中第三号を第十四号とし、第二号

を第十三号とし、第一号を第一号とし、同号の

次に次の十号を加える。

三 第十二条の三第一項(第十五条の四の六

第二項において準用する場合を含む。以下

この号において同じ。)の規定に違反して、

管理票を交付せず、又は第十二条の三第一

項に規定する事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をして管理票を交付した者

四 第十二条の三第二項前段の規定に違反し

て、管理票の写しを送付せず、又は同項前

段に規定する事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をして管理票の写しを送付した者

五 第十二条の三第二項後段の規定に違反し

て、管理票を回付しなかつた者

六 第十二条の三第三項若しくは第四項又は

第五項の規定に違反して、管

理票の写しを送付せず、又はこれらの規定

に規定する事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をして管理票の写しを送付した者

七 第十二条の三第五項、第八項又は第九項

の規定に違反して、管理票又はその写しを

保管しなかつた者

八 第十二条の四第一項の規定に違反して、

虚偽の記載をして管理票を交付した者

九 第十二条の四第二項又は第三項の規定に

違反して、送付又は報告をした者

十 第十二条の五第一項第十五条の四の六

第二項において準用する場合を含む。)の規

定による登録をする場合において虚偽の登

録をした者

十一 第十二条の五第二項又は第三項の規定

に違反して、報告せず、又は虚偽の報告を

した者

十二 第十二条の六第三項の規定による命令

に違反した者

第十二条に第一号として次の二号を加え

る。

一 第七条の二第四項(第十四条の二第三項

及び第四項)に、「前二項」を「前項」に改め、

及び第十四条の五第三項において読み替え

て準用する場合を含む。)の規定による届

出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十五条の二の五第三項において読み替

えの規定による届出をした者

第十五条の二の五第三項において読み替



投票者氏名

一四

別表第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和四十五年法律第百三十七号)の項中「第七  
条の二第三項」の下に「及び第四項を、「第十五  
条の二の三において」の下に「読み替えて」を加  
え、「準用する第九条第三項から第五項まで」を

附則第十二条中、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を、及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律に改める。  
（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部改正）

等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十  
八号)の一部を次のように改正する。

「都道府県等」を「廃棄物処理法第二十四条の二第一項の規定」によりその長が廃棄物処理法第十一

第一項の規定に依りその長が廃棄物処理法第十九条の八第一項に規定する事務を行うこととされ、市（以下「政令市」と）、「廃棄物処理法第十九

れた市（以下「政令市」）は、廃棄物処理法第十九条の八第一項を「同項」に改める。

第四条第一項中「都道府県等は」を「都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）は」に、

保健所を設置する市」を「政令市」に改める、（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を

## 改正する法律の一部改正)

一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「第二十五条第一項第一号」との下に「「第五号」とあるのは「第七号」と、「第

六号」とあるのは「第八号」とを加え、「第八号」を「第十三号」に、「第九号」を「第十四号

に改める。

投票者氏名

## 日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名  
河部 王俊君 愛知 台郎君 二二七名

附錄  
正作  
青木  
幹雄君  
浅野  
勝人君  
秋元  
荒井  
司君  
王吾君

荒井 淀野  
廣幸君 腹人君

十六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「附則第四条第二項」を「附則第四条第一項」に改め、同条第二項中「附則第四条第六項及び第七項」を「附則第四条第五項及び第六項」に改める。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十二条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条 特別措置に関する法律の一部改正

第十一条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

別表第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業の項中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の規定に基づく国との補助の割合」を勘案して「を削る。」

(広域臨海環境整備センター法の一部改正)

第十二条 広域臨海環境整備センター法(昭和五

（日本国憲法第76条の規定による）  
第九条 成田国際空港周辺整備のための国の財政  
上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律  
第七号）の一部を次のように改正する。  
別表生活環境施設の項中「第二十二条第一号」  
を「第八条第一項」に改める。  
（公書の方針上に開する事業に係る国の財政上の

別表第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和四十五年法律第百三十七号)の項中「第七条の二第三項の下に「及び第四項」を、「第十五条の二の三において」の下に「読み替えて」を加え、「準用する第九条第三項から第五項まで」を「読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで」に改め、「第十五条の四において」の下に「読み替えて」を加え、「保健所を設置する市又は特別区」を削る。

附則第十二条中、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に改める。

(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「保健所を設置する市(以下「都道府県等」)を「廃棄物処理法第二十四条の二第一項の規定によりその長が廃棄物処理法第十九条の八第一項に規定する事務を行うこととされた市(以下「政令市」)に、「廃棄物処理法第十九条の八第一項」を「同項」に改める。

第四条第一項中「都道府県等は」を「都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)はに、「保健所を設置する市」を「政令市」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「第二十五条第一項第一号」との下に「「第五号」とあるのは「第七号」と、「第六号」とあるのは「第八号」と」を加え、「第八号」を「第十三号」に、「第九号」を「第十四号」に改める。

日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
賛成者氏名

投票者氏名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
荒井 広幸君	泉 信也君

二三七名

市川	岩城	魚住	尾辻	秀久君	光英君
橋本	岡田	大野つや子君	狩野	安君	加治屋義人君
南野知恵子君	中曾根弘文君	常田	柏村	武昭君	市川一朗君
聖子君	西島英利君	谷川雅治君	伊達裕君	北岡常則君	金田勝年君
野上浩太郎君	中村博彦君	竹山秀善君	田村忠一君	河合秀二君	岸宏一君
西島英利君	中島啓雄君	常田享詳君	鈴木昌一君	沓掛哲男君	北岡秀二君
南野知恵子君	中曾根弘文君	谷川雅治君	伊達裕君	倉田寛之君	北岡秀二君
聖子君	西島英利君	中島啓雄君	常田享詳君	小泉昭男君	北岡秀二君
橋本	中村博彦君	中島啓雄君	谷川雅治君	小斎平敏文君	北岡秀二君
南野知恵子君	中曾根弘文君	中島啓雄君	常田享詳君	後藤博子君	北岡秀二君
聖子君	西島英利君	中島啓雄君	谷川雅治君	佐藤昭郎君	北岡秀二君
橋本	中村博彦君	中島啓雄君	常田享詳君	坂本由紀子君	北岡秀二君
南野知恵子君	中曾根弘文君	中島啓雄君	谷川雅治君	清水嘉与子君	北岡秀二君
聖子君	西島英利君	中島啓雄君	常田享詳君	陣内孝雄君	北岡秀二君
橋本	中村博彦君	中島啓雄君	谷川雅治君	田浦直君	北岡秀二君
南野知恵子君	中曾根弘文君	中島啓雄君	常田享詳君	田浦直君	北岡秀二君
聖子君	西島英利君	中島啓雄君	谷川雅治君	田浦直君	北岡秀二君

岩井	國臣君	大仁田	小野	清子君	浩美君	岩永
岡田	厚君	木村	直樹君	司君	時男君	加納
荻原	岸	仁君	信夫君	俊太郎君	景山俊太郎君	片山虎之助君
龜井	小池	國井	正勝君	イッセイ君	北川イッセイ君	北川岸
鶴保	小林	鴻池	顯雄君	祥肇君	泰三君	佐藤
中島	武見	閑谷	溫君	昭子君	世耕	山東
中原	段本	田中	末松	弘成君	直紀君	椎名
二之湯	鶴保	田村耕	信介君	勝嗣君	太郎君	一保君
西銘順志郎君	中川	竹中	弘成君	義雄君	眞人君	幸男君
芳正君	野村	平藏君	勝嗣君	庸介君	義雄君	爽君
長谷川憲正君	長谷川憲正君	敬	敬	敬	義雄君	芳正君

藤野外添松村松山水落森元山内山崎正昭君恒雄君要一君祥史君政司君  
吉村剛太郎君敏榮君山本順三君俊夫君山谷えり子君山本順三君  
脇雅史君基隆君一郎君尾立源幸君大江岩本木侯木侯  
犬塚司君勝也君康弘君耕平君小川伊藤浅尾慶基隆君  
小坂大江木侯佳文君工藤堅太郎君加藤敏幸君  
大塚木侯正夫君道夫君佐藤芝下田敦子君  
大塚高嶋良充君齋藤佐藤田名部匡省君  
辻内藤正光君泰弘君谷溥君西岡林平野  
達男君武天君久美子君

反対者氏名

広田	一君	広中和歌子君			
広野	ただし君	賠償請求訴訟等に関する質問主意書			
藤末	健三君	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。			
藤原	正司君	前川	清成君	松井	孝治君
前田	武志君	松岡	徹君	円	より子君
松岡	徳君	峰崎	直樹君	篠瀬	進君
水岡	俊一君	柳田	稔君	柳澤	光美君
森	ゆうこ君	山根	隆治君	山下	八洲夫君
柳澤	新平君	蓮	筋君	浮島	とも子君
水岡	俊一君	若林	秀樹君	高野	博師君
森	ゆうこ君	荒木	清寛君	遠山	清彦君
柳澤	光美君	浜田	昌良君	浜田	清彦君
水岡	俊一君	弘友	和夫君	松	あきら君
森	ゆうこ君	松	あきら君	山下	栄一君
柳澤	光美君	山本	保君	山本	保君
水岡	俊一君	鶴淵	洋子君	鶴淵	洋子君
森	ゆうこ君	市田	忠義君	市田	忠義君
柳澤	光美君	紙	智子君	紙	智子君
水岡	俊一君	小林	美恵子君	小林	美恵子君
森	ゆうこ君	仁比	聰平君	仁比	聰平君
柳澤	光美君	大田	昌秀君	大田	昌秀君
水岡	俊一君	福島	みづほ君	福島	みづほ君
森	ゆうこ君	又市	征治君	又市	征治君
柳澤	光美君	黒岩	宇洋君	黒岩	宇洋君
水岡	俊一君	角田	義一君	角田	義一君

○名

日中戦争等における中国人被害者による損害賠償請求訴訟等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年四月二十一日

参議院議長 扇 千景殿 喜納 昌吉

日本戦争等における中国人被害者による損害賠償請求訴訟等に関する質問主意書

旧日本軍の細菌戦部隊「七三一部隊」による生体実験や、南京虐殺・無差別爆撃などによって家族を殺傷されるなどの被害があつたとして、中国人との遺族計十人が、日本政府を相手取つて謝罪と賠償を求めた訴訟の控訴審判決が本年四月十九日、東京高等裁判所で言い渡され、原告側の控訴は棄却された。

そこで、以下質問する。

一、一九九九年九月に東京地方裁判所において言い渡された一審判決では、「日中戦争は、中国及び中国人民に対する弁解の余地ない帝国主義的、植民地主義的意図に基づく侵略行為」「日本は侵略占領と、これに派生する非人道的行為が長期間続き、南京虐殺と言ふべき行為があつたのはほぼ間違いなく、七三一部隊が人体実験をしていたのも疑う余地がなく、多数の中国人民に甚大な戦争被害を与えたのは疑う余地のない歴史的事実」「我が国は真摯に中国人民に謝罪すべきだ」「日中間の友好関係と平和を維持発展させることは、相互の民族感情の宥和を図るべく我が国が更に最大限の配慮をすべきだ」などと戦時の事実関係を認め、日本政府に配慮を勧告している。今回の控訴審判決にはこうした事実認定の言及がないが、一審の事実認定自体を否定しているか、見解を示されたい。また、一審判決における事実認定が控訴審判決でも維持され

ているか否かについての政府の見解も示されたい。

二、控訴審判決は棄却だが、政府は一審判決の「最大限の配慮をすべきだ」という勧告にも従いつつ、本件の謝罪と賠償に関して政治的決着を図る決断はできなか。その理由も含めて明らかにされたい。

三、本件以外にも同種の訴訟がいくつかあり、これまでに判決が出たものはいずれもほぼ同様の判決内容となつていて。本件と同様の判決が出た過去の訴訟、あるいは今後判決が出る訴訟に関して、政府に政治的決着はないか。

四、本件一審判決の事実認定があるにもかかわらず、文部科学省検定の歴史教科書の中に、認定された事実に全く触れなかつたり、日中戦争自体を日本に都合のいいように解釈したりする記述のある教科書があるため、対中関係をこじらせてはいる。今月の外務大臣訪中時の提案の結果、今後、日中間で歴史専門家による歴史認識共有のための会合が開かれる可能性が出ているが、将来、そのような会合で共有された歴史認識が教科書の記述に反映されるべきだと政府は考へるか。

右質問する。

平成十七年五月十日

内閣総理大臣臨時代理 細田 博之

参議院議長 扇 千景殿 参議院議員喜納昌吉君提出日中戦争等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出日中戦争等における中国人被害者による損害賠償請求訴訟等に関する質問に対する答弁書

お尋ねの東京高等裁判所平成十七年四月十九

日判決(以下「控訴審判決」という。)は、控訴をいずれも棄却しており、国側のこれまでの主張が認められたと考えている。

また、お尋ねの事実認定については、控訴審判決は、一審判決の認定事実を引用していないことから、その事実認定を維持する判断をしたことではないと理解している。

二及び三について

政府としては、戦後五十周年に当たる平成七年の終戦記念日に際し、内閣総理大臣談話を発表し、先の大戦に係る我が国の歴史認識を明確に表明している。また、中国との間でも、我が国は、昭和四十七年の日本政府と中華人民共和国政府の共同声明(以下「日中共同声明」という。)、昭和五十三年の日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約(昭和五十三年条約第十九号)及び平成十年の平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言を通じ、先の大戦に係る歴史に対する深い反省を表明し、中国もこれを受け入れ、この三十余年間の日中友好関係が築かれてきたと考えている。

お尋ねの賠償については、先の大戦に係る日中の請求権の問題は、昭和四十七年の日中共同声明発出後、存在しておらず、このような認識は、中国側も同様であると承知している。

四について

歴史教科書において、具体的にどのような歴史的事象を取り上げ、それをどのように記述するかは、基本的に執筆者の判断にゆだねられている。

歴史的事象に関する学問的成果が教科書に反映されるかどうかについては、当該成果が我が国の学界においてどのように位置付けられるか、また、これを踏まえ、執筆者において、どのような記述がなされるかによるものであると考える。

官 報 (号外)

明治三十五年三月三十一日  
郵便物認可

平成十七年五月十一日 参議院会議録第二十号

発行所
二東京一 番番四〇 四都五 立四〇 行政五 法人八 國虎一 立ノ四 印門四 刷二五 局丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体一部 一一〇円